

医療法人道悠会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和5年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性職員・・・育児休業利用者1名以上、または満1歳以上小学校入学前の子の看護休暇利用者1名以上
女性職員・・・取得率を75%以上にする

<対策>

- 令和3年 4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした説明会を随時実施
- 令和3年 6月～ 男性も育児休業・子の看護休暇を取得できることを広報や説明会により周知する。対象職員を把握した場合は、制度の説明会を随時実施

目標2：小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度の取得促進をはかる。

<対策>

- 令和3年 7月～ すでに制度化されている小学校入学前までの子を持つ職員の短時間勤務制度を広報や説明会により職員へ周知する。

目標3：有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得率を平均40%以上にする。

<対策>

- 令和3年 5月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和3年 7月～ 計画的な取得に向けて各部署毎に問題点の検討を行う
- 令和3年 8月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する